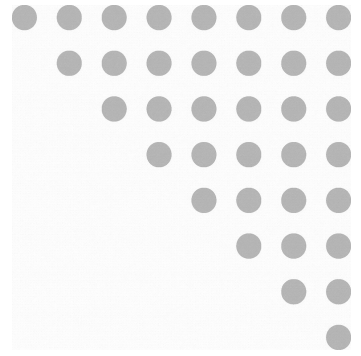
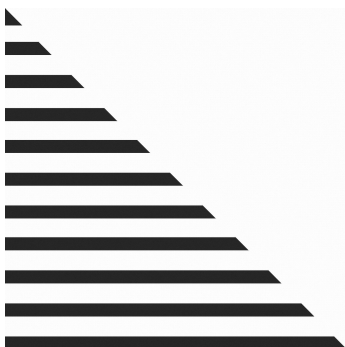




長岡京市第 9 次高齢者福祉計画 長岡京市第 8 期介護保険事業計画



令和 3 年 3 月
長岡京市

はじめに

わが国では高齢化が急速に進展し、本市においても高齢化率が27%に達しました。さらに2025年にはいわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となり、2040年には「団塊ジュニア世代」が高齢者となって、高齢者人口がピークを迎えると予想されています。

高齢化が進むにつれ、介護を必要とされる高齢者や、独居や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加し、また核家族化の進行や介護による離職が社会問題になるなど、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたことを背景に、平成12年、家族の負担を軽減し介護を社会全体で支えることを目的に介護保険制度が創設され、以来20年間、着実にサービス利用が増加するなど、高齢者の生活を支える制度として普及・定着してまいりました。一方、介護サービスの利用の伸びが続く中、国においては、介護保険財政の運営や介護職の人材確保などの課題に対して、持続可能な制度に向けた見直し議論が進められています。

本市においては、「いきいき・あんしん～支えあいのまちづくり～」を基本理念とし、高齢者が生きがいをもって安心して生活できる環境として、「地域共生社会」の中核的な基盤となる地域包括ケアシステムの深化、推進に取り組んでまいりましたが、高齢者の自立支援・重度化防止等、これからの超高齢社会に対応した更なる取組みが求められているものと認識をしています。

そのような視点に立ち、「長岡京市第4次総合計画第2期基本計画」や「第9次京都府高齢者健康福祉計画」との整合を図りつつ、これからの超高齢社会のあるべき姿を実現するために「長岡京市地域健康福祉推進委員会高齢福祉部会」において、各分野の専門的な視点から審議を行うとともに、意見公募（パブリックコメント）の実施により幅広く市民の方の御意見を取り入れて「長岡京市第9次高齢者福祉計画・長岡京市第8期介護保険事業計画」を策定いたしました。また、施策や指標、保険料額の検討にあたりましては、新型コロナウイルス感染症の影響にも配慮いたしました。

本計画を推進していくためには、より一層、市民・関係機関の皆様と連携しながら助け合いのまちづくりを進めていくことが重要と考えておりますので、皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見、御指導を賜りました長岡京市地域健康福祉推進委員会高齢福祉部会の皆様をはじめ、市民の皆様、また、関係機関の皆様方に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

長岡京市長 中小路 健吾



目 次

第1章 計画の基本的な事項	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ・期間	2
第2章 基本理念とめざす姿	4
1. 基本理念	4
2. めざす姿	5
3. 計画の成果指標	6
第3章 長岡京市の高齢福祉の取組	8
1. 施策体系	8
2. 長岡京市の高齢福祉施策	9
柱1：高齢期を自分らしく暮らすことを応援する	9
【施策領域（1）：健康づくり・介護予防】	9
【施策領域（2）：社会参画】	11
【施策領域（3）：高齢者虐待防止・権利擁護】	14
柱2：介護等が必要になったときの安心を守る	16
【施策領域（1）：介護サービス等】	16
【施策領域（2）：認知症対策】	23
【施策領域（3）：見守り体制】	26
第4章 介護保険サービス・地域支援事業費等の見込み量	28
1. 日常生活圏域の設定	28
2. 被保険者及び要介護（要支援）認定者数の推計	29
3. 介護予防サービス・居宅サービス等の給付量等の見込み	30
4. 地域密着型サービスの給付量等の見込み	32
5. 日常生活圏域別地域密着型サービス整備計画	34
6. 介護保険施設の利用見込み量の推計	37
7. 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の整備	37
第5章 サービス給付費の推計及び保険料の設定	38
1. 介護予防サービス・居宅サービスの給付費の推計	38
2. 地域密着型サービスの給付費の推計	40
3. 介護保険施設の給付費の推計	41
4. 第8期計画におけるサービス総給付費の見込み	42
5. 保険料の設定	44
第6章 計画の推進	48

■ 資料編

第1章 計画の基本的な事項

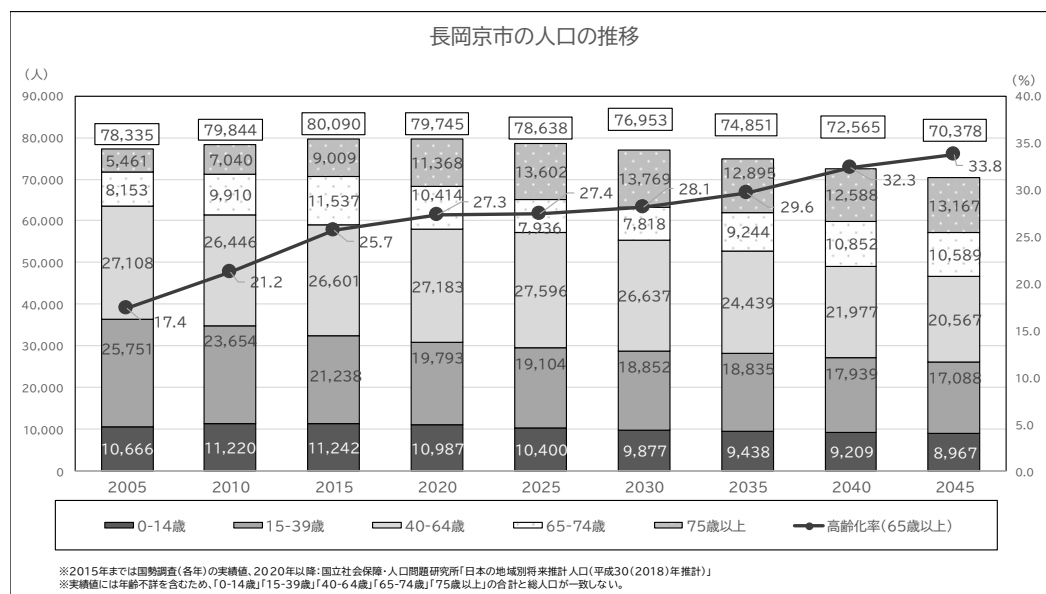
1. 計画策定の趣旨

本市における令和2年9月末現在の65歳以上人口(住民基本台帳)は、21,783人、高齢化率は26.9%と、超高齢社会となっています。

今後の推計では、令和12(2030)年に75歳人口が13,769人と最も多くなるとともに、高齢化率も上昇し続け、令和22(2040)年には30%を超えると見込まれます。総人口が減少する中で高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズが高まることが推察されます。

本市では、平成12(2000)年に介護保険制度がスタートして以降、法改正等の動向に対応しつつ、3年ごとに計画を策定しています。平成30(2018)年度からの「第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」(以下、「前計画」という。)では、地域包括ケアシステムの深化・推進、国が示す介護保険制度の持続可能性の確保に向けて、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化の防止を進めるとともに、「我が事・丸ごと」の地域づくりと包括的な支援体制を整備する「地域共生社会」の実現を見据えた取り組みなどを推進してきました。

「本計画」は「前計画」の取り組みの成果を踏まえつつ、令和7(2025)年が近づく中で、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、更にその先を展望し、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を念頭に、介護サービスのニーズを中長期的に見据え、本市で暮らすすべての高齢者が生きがいをもって安心して生活できる環境の実現をめざし、高齢者福祉に関する施策を総合的に推進するために策定します。



2. 計画の位置づけ・期間

(1) 位置づけ

① 法的位置づけ

「長岡京市第9次高齢者福祉計画」は老人福祉法第20条の8、「長岡京市第8期介護保険事業計画」は介護保険法第117条の規定に基づく市町村計画として策定するものです。

「長岡京市第9次高齢者福祉計画」は高齢福祉全般にわたる計画であり、介護保険事業と相互に連携する必要があるため、本市では「長岡京市第9次高齢者福祉計画」と「長岡京市第8期介護保険事業計画」の2つを一体的に策定しています。

② 上位関連計画等との整合

本計画は、上位計画である「長岡京市第4次総合計画・第2期基本計画(令和3～7年度)」との整合を図るとともに、その中の高齢福祉・障がい福祉に関する分野別計画として位置づけられるものです。

また、これらの分野の中核的計画である「長岡京市第2次地域健康福祉計画」や関連計画である「長岡京市健幸長寿プラン2025」「長岡京市第2次健康増進計画」「第6次長岡京市障がい者(児)福祉基本計画」等と連携し、取り組みを推進します。

③「地域共生社会」の実現に向けて

国は地域共生社会^(※)の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、令和2年に社会福祉法の一部を改正しました。

その改正では、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われたところです。

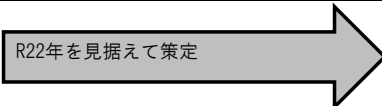
本市では、高齢者が生きがいをもって安心して生活できる環境として、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んできました。この地域包括ケアシステムは、地域共生社会の中核的な基盤となるものです。

また、高齢福祉、障がい福祉、児童福祉、健康づくりといった、健康と福祉に関する個別計画を横断し、かつ地域福祉の視点で捉えることにより、これらの個別計画を包含する計画として「長岡京市地域健康福祉計画」を策定し、地域福祉の観点から地域共生社会づくりを進めています。

※地域共生社会： 高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包括的な社会。

(2)期間

「長岡京市第9次高齢者福祉計画」及び「長岡京市第8期介護保険事業計画」の計画対象期間は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度の3か年とします。

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
長岡京市第3次総合計画				長岡京市第4次総合計画(～R12)														
第3期基本計画				第1期基本計画					第2期基本計画					第3期基本計画				
長岡京市地域健康福祉計画				長岡京市第2次地域健康福祉計画(～R12)														
後期				前期					中期					後期				
長岡京市第6次 高齢者福祉計画		長岡京市第7次 高齢者福祉計画		長岡京市第8次 高齢者福祉計画		長岡京市第9次 高齢者福祉計画		R22年を見据えて策定 										
長岡京市第5期 介護保険事業計画		長岡京市第6期 介護保険事業計画		長岡京市第7期 介護保険事業計画		長岡京市第8期 介護保険事業計画												
				長岡京市健康長寿プラン2025														
第4次長岡京市 障がい者(児)福祉基本計画				第5次長岡京市 障がい者(児)福祉基本計画					第6次長岡京市 障がい者(児)福祉基本計画									
長岡京市 第3次保 健計画	長岡京市健康増進計画								長岡京市第2次健康増進計画									
京都府第6次 高齢者保健福祉計画		京都府第7次 高齢者保健福祉計画		京都府第8次 高齢者保健福祉計画		京都府第9次 高齢者保健福祉計画												

第2章

基本理念とめざす姿

1. 基本理念

長岡京市の高齢福祉に係る基本理念を次のキャッチフレーズで示します。

「いきいき・あんしん」～支えあいのまちづくり～

この基本理念は、私たちが将来に求める“まちのあるべき姿”であり、この計画に基づく高齢福祉の取り組みが向かう先を照らしています。

上位計画である長岡京市地域健康福祉計画では、「だれもが安心して暮らせるまちづくり～ふれあい、わかりあい、支えあいのまち ながおかきょう～」を基本理念とし、基本目標に「地域を支える担い手づくり」「支えあい・助けあいの地域づくり」「豊かに暮らせる環境づくり」を定めています。

これを踏まえ、本計画の基本理念を「「いきいき・あんしん」～支えあいのまちづくり～」とし、家庭・地域・団体・事業者・行政等の多様な主体が、それぞれの役割を果たしながら、高齢期になっても、誰もがその意思が尊重され安心して暮らせることをまちの将来に展望することとします。

2. めざす姿

基本理念のもと、「高齢期を自分らしく暮らすことを応援する」「介護等が必要になったときの安心を守る」の2つの方針を「柱」とし、施策領域ごとにめざす姿を掲げます。

柱1	施策領域	めざす姿
高齢期を 自分らしく 暮らすことを 応援する	健康づくり・介護予防	健康づくりや介護予防をできる環境が身近にあり、正しい知識を学びながら主体的に取り組んでいる
	社会参画	いくつになっても自分らしくいきいきと社会参画している
	高齢者虐待防止・権利擁護	高齢の人の生命、財産、生活に係る権利が守られている
柱2	施策領域	めざす姿
介護等が 必要になった ときの 安心を守る	介護サービス等	介護等が必要になっても安心してサービスを利用できる
	認知症対策	認知症についての地域や周囲の理解が進み、認知症の人や家族が安心して生活できる
	見守り体制	介護への理解が進み、地域全体での見守りの中で安心して生活できる環境が整備されている

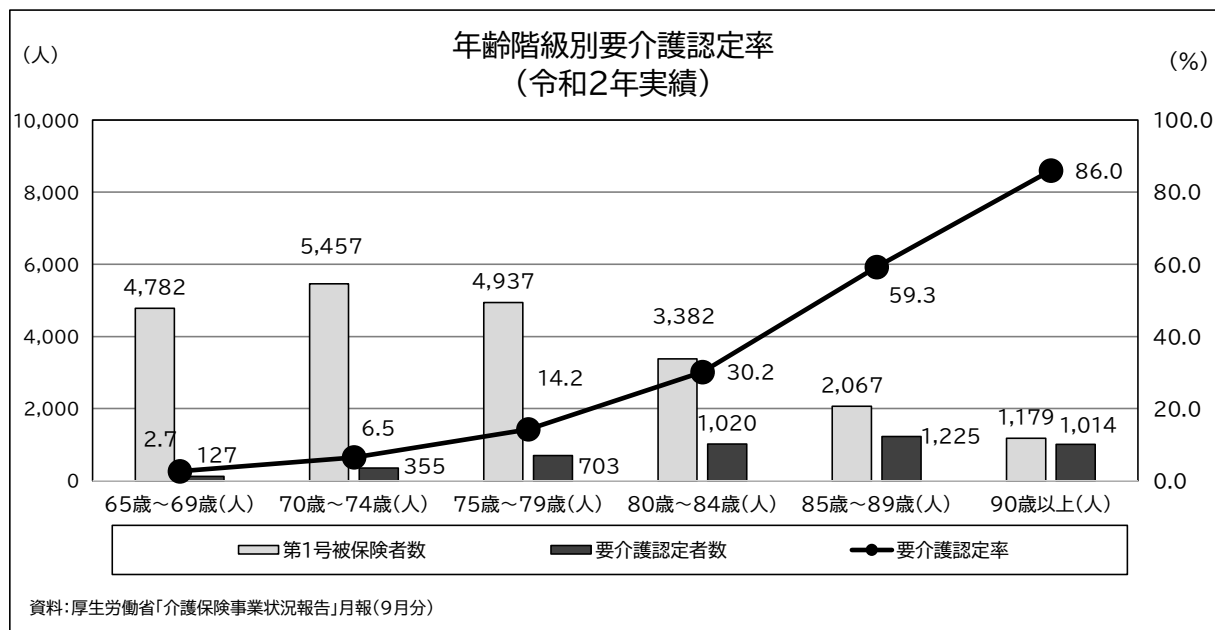
3. 計画の成果指標

本計画では、「いきいき・あんしん」～支えあいのまちづくり～を基本理念に掲げています。一人でも多くの市民の心身が健康である時期が少しでも長くなることは、この基本理念の具体的な状態像の一つだと考えます。

そうした状態を示す指標として、「75～84 歳の要介護認定率上昇の緩和」「元気な高齢者の割合の増加(65～74 歳の要介護認定率の低下)」「初めて要介護認定を受ける人の年齢の上昇」を設定します。

成果指標1: 75～84 歳の要介護認定率上昇の緩和

- ・ 75～84 歳の 10 年間は状態像が大きく変化する時期であり、この時期から要介護認定率が高くなっています。日本人の平均寿命から考えると、この時期に要介護認定を受けた場合、亡くなるまで介護を必要とする状態が 10 年程度となります。
- ・ 要介護認定率が高くなる 75～84 歳の認定率の上昇を緩やかにすることを指標とし、以下のとおり目標数値を設定します。



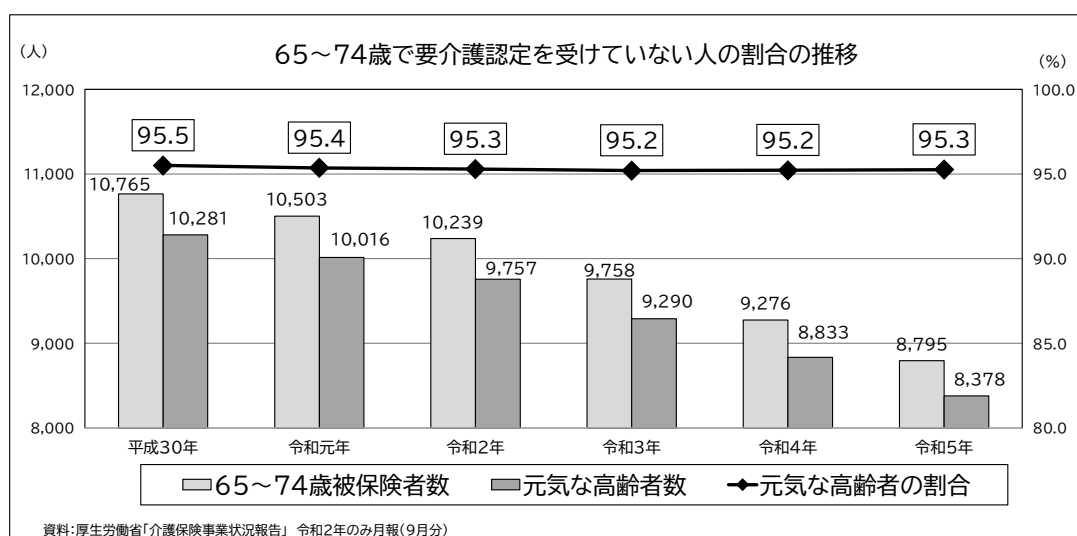
75 歳～84 歳の要介護認定率

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
75～79 歳	13.9%	14.5%	14.2%	14.2%	14.3%	14.4%
80～84 歳	32.7%	31.8%	30.2%	29.5%	29.7%	29.7%

※H30～R2は実績数値。ただし、R2 年は 9 月実績。

成果指標2: 元気な高齢者の割合の増加(65～74 歳の要介護認定率の低下)

- ・ 65～74 歳で要介護認定を受けていない人の割合は 95%前後で推移しています。成果指標 1「75～84 歳の要介護認定率の上昇の緩和」のためには、その年齢に至るまでの介護予防・健康づくりの取り組みが重要です。
- ・ 介護予防・健康づくりのさらなる充実を図り、その成果を測るため「元気な高齢者の割合の増加(65～74 歳の要介護認定率の低下)」を指標として定めます。



成果指標3: 初めて要介護認定を受ける人の年齢の上昇

- ・ 初めて要介護認定を受ける人の年齢は 79.2 歳～80.5 歳で推移しています。介護予防・健康づくりのさらなる充実を図り、その成果を測るため「初めて要介護認定を受ける人の年齢」を指標として定めます。

初めて要介護認定を受ける人の年齢

H30	R1	R2	R3	R4	R5
80.12 歳	80.55 歳	79.77 歳	80.12 歳	80.45 歳	80.79 歳

※ H30～R2 は実績値。ただし、R2 は 4 月～6 月までの実績。

第3章

長岡京市の高齢福祉の取組

1. 施策体系

柱ごとに3つの施策領域を設け、17施策によって高齢福祉を推進します。

柱1：高齢期を自分らしく暮らすことを応援する

施策領域	施策
(1) 健康づくり・介護予防	① 健康づくりの推進・介護予防の充実
(2) 社会参画	① 就労や趣味活動・生涯学習等の促進 ② 高齢福祉に係るボランティアの確保・育成 ③ 居場所・活動拠点の充実
(3) 高齢者虐待防止・権利擁護	① 高齢者虐待の予防と対策の強化 ② 成年後見制度等の利用支援

柱2：介護等が必要になったときの安心を守る

施策領域	施策
(1) 介護サービス等	① 介護保険サービスの充実 ② 生活支援サービスの充実 ③ 地域包括支援センターの機能強化 ④ 在宅医療・介護の連携強化 ⑤ 災害や感染症対策の充実 ⑥ 介護保険制度の適正運営
(2) 認知症対策	① 認知症に関する普及啓発の充実 ② 認知症の早期発見・早期対応等の推進 ③ 認知症等による行方不明者への対応強化
(3) 見守り体制	① 家族介護者支援の充実 ② 日々の見守り体制の充実

2. 長岡京市の高齢福祉施策

施策領域ごとに「めざす姿」と進捗を評価するための「指標」を設定します。

柱1:高齢期を自分らしく暮らすことを応援する

【施策領域(1):健康づくり・介護予防】

【めざす姿】

健康づくりや介護予防をできる環境が身近にあり、正しい知識を学びながら主体的に取り組んでいる

【指標】: 介護予防教室の新規参加者数（人）

- ・ 新規に介護予防に取り組む高齢者数の把握により、介護予防の促進を図る。
- ・ 令和元年度の新規参加者数約 130 人を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を勘案して目標値を設定する。

実績値		目標値		
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
132	91	100	150	200

※令和2年度実績値は見込値

施策① 健康づくりの推進・介護予防の充実

現状と課題

- 健康づくりと介護予防の動機付けのために、自治会等の単位で健康測定や相談を行う健康フェスタを実施しています。健康フェスタの参加者には介護予防手帳の配布をし、毎日の健康管理に活かすよう働きかけています。また、運動と参加者の交流の促進を目的とした身近な地域で参加できる介護予防サロンを8か所開設しています(令和2年3月現在)。
- 健康教育や介護予防教室の事業内容の充実を図るとともに、多くの人が参加しやすいよう、身近な地域における開催など実施方法を工夫する必要があります。
- 運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が求められます。

- 保健師や管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職の関与を得ながら、地域における介護予防の取り組みの推進が求められます。
- サロン活動など、各地域での市民主体による介護予防の取り組みを充実させることが求められます。
- 要支援者に対する自立支援や重度化予防のため、「介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)」の普及とプログラム等の充実が求められます。

具体的な取組

- 老人クラブや自治会への出前講座において、薬・栄養・口腔など、参加者の希望に即した介護予防プログラムを実施し、知識普及と意識啓発を行います。
- 身近な地域での市民主体の介護予防の取り組みを促進するため、「健康フェスタ」を実施します。
- 健康づくり・介護予防の意識づけのため「健康フェスタ」や地域での教室で「介護予防手帳」を配布し、活用促進に努めます。
- 高齢期の健(検)診の受診により、疾病の予防と早期対応を促進するとともに、健(検)診の機会を通じた介護予防の普及啓発を行います。
- 自治会単位でのサロン活動などの身近な地域で介護予防に取り組める居場所・活動拠点づくりを支援し、一定の基準を満たす取り組みに対しては助成します。
- 「介護予防サロン」など身近な地域での介護予防の取り組みにリハビリテーション専門職をはじめとする多職種関与を促進します。
- 身近な地域で健康づくりの中心を担う介護予防リーダーの育成に努めます。
- 「自分サポーター養成講座」を実施し、自分自身への健康意識を高める機会をつくれます。

<事業等について>

健康フェスタ	総合事業対象者把握と地域包括支援センターの周知、介護予防の啓発を目的とした、健康に関するイベント。
介護予防サロン	地域自主組織が介護予防等を目的とし、運動実践と交流を行う、つどいの場。
自分サポーター養成講座	介護予防の基礎を習得し、地域で自主的に介護予防に取り組む人材を養成する講座。

【施策領域(2):社会参画】

【めざす姿】

いくつになっても自分らしくいきいきと社会参画している

- 【指標】：「自分サポーター」及び「地域お助けサポーター」養成講座修了者延人数（人）
- ・ 平成 29 年からの 3 か年の養成講座の新規修了者数の平均が約 110 人であることを踏まえ、年間 110 人の増加を目標値として設定する。

	実績値			目標値		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
延人数	271	332	382	442	552	662
実人数	118	61	50	110	110	110

※ 令和 2 年度実績値は見込値

施策① 就労や趣味活動・生涯学習等の促進

現状と課題

- 自らの経験や知識を活かして、いくつになっても働くことができる場と機会の充実が求められています。
- 趣味活動や生涯学習・スポーツに親しめる場と機会の充実が求められます。
- 老人クラブへの参加が低迷し、クラブ数の減少、会員の高齢化と組織の硬直化が進む中、時代に即応した組織・活動への転換が求められています。

具体的な取組

- シルバー人材センターの円滑な事業推進や会員拡大のため、広報等の面から運営支援を行います。
- ボランティアやNPOの活動等を支援するとともに、それらの活動に係る情報提供を行います。
- 生きがいや介護予防につながる趣味活動等の促進に向け、高齢者が参加できる趣味活動やサロン等に関する情報を提供します。
- 老人クラブに対して、健康づくり・介護予防などを軸とし、加入者増加と若い世代の関心にも応えうる活動を支援します。

施策② 高齢福祉に係るボランティアの確保・育成

現状と課題

- 高齢福祉に係るボランティアが不足しています。ボランティア活動への参加が自身の健康づくり、介護予防にもつながることから、「地域お助けサポーター」をはじめとする各種ボランティア活動の確保・育成する体制の充実が求められます。
- ボランティア団体間での情報共有や連携、活動の活性化、ボランティアと活動団体のマッチング等に総合的に対応する体制の充実が求められます。
- 馴染みの地域で暮らし続けるためには、地域の福祉力・介護力の向上を図ることが大切です。地域の課題を「我が事」として考える意識を醸成し、互助・共助を基本とした見守りや支えあいのある地域をつくるとともに、行政、専門職、事業者等の多様な関係機関が連携した地域共生社会の推進が求められます。

具体的な取組

- 生活支援コーディネーターと連携し、「地域お助けサポーター」の啓発・養成・フォローアップを行います。
- 地域における支えあい・助け合い活動が広がるように活動の活性化を図ります。

<事業等について>

地域お助けサポーター	平成29年度から実施している事業で地域での困りごとの助け合い・支え合い活動を行うサポーターのこと。サポーターになるには市が実施する講座を受講し、登録する必要がある。講座は5時間(見学1時間を含む)。サポーターの活動に応じてポイントが付与され、12か月の活動で1,000円程度の商品と交換できる(福祉事業所の商品)。
------------	---

施策③ 居場所・活動拠点の充実

現状と課題

- 「竹寿苑」の老朽化に伴う移転改築の計画を進めています。「あったかふれあいセンター」は、多世代交流支援センターとして様々な年代の方が利用しています。
- 地域福祉に係る拠点施設である「竹寿苑」「きりしま苑」「あったかふれあいセンター」等のさらなる利用促進が求められます。
- 日常の生活の身近なところで異なる世代が集え、相互理解を深める機会を得る居場所・活動拠点が求められています。

具体的な取組

- 各施設の事業内容の周知と充実に努めて利用拡大を図るほか、老朽化が進む竹寿苑では、移設・介護予防機能の付加も視野に更新を進めます。
- 「あったかふれあいセンター」を拠点として、高齢者と子育て中の方といった、多世代ふれあい交流を促進します。

【施策領域(3):高齢者虐待防止・権利擁護】

【めざす姿】

高齢の人の生命、財産、生活に係る権利が守られている

【指標1】: 介護相談員派遣回数 (回)

- ・ 介護相談員4名(令和2年11月1日現在)から令和3年度より増員を予定しており、介護サービス施設・事業所への介護相談員の派遣実績1人あたり2か所×11カ月を踏まえて目標を設定する。

実績値			目標値		
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
88	76	38	132	154	176

※ 令和2年度実績値は見込値

【指標2】: 成年後見制度に関する市民向け講座・講演会参加者の内、講座・講演会が参考になったと回答した人の割合 (%)

- ・ 成年後見制度の講座や・講演会の内容がより市民のニーズに沿ったものであるかを確認する。
- ・ 成年後見制度の講座・講演会に参加した人へのアンケート実施により、講演内容が参考になったと回答した人の割合を目標として設定する。

実績値			目標値		
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
—	—	—	90.0	90.0	90.0

※ 平成30年度～令和2年度は未調査

施策① 高齢者虐待の予防と対策の強化

現状と課題

- 高齢者虐待やその他の様々な権利侵害がなく、また、家族も安心して社会生活を営むことができるよう、お互いの人権が尊重され、権利が守られる必要があります。
- 高齢者虐待の未然防止・早期発見につながるように、市民へ一層の知識普及と意識啓発が必要です。
- 対応件数の増加に伴い、困難ケースや緊急性の高いケースも増加しており、関係機関での情報共有や対応する職員の技能向上が重要となっています。

具体的な取組

- 高齢者虐待についての知識普及と意識啓発のため、市広報紙やパンフレット、ホームページ等による情報発信に努めるとともに、福祉サービス等従事者への人権意識の徹底を図ります。
- 長岡京市虐待防止ネットワークによる関係団体・機関等の連携を保つとともに、地域での見守り体制の強化を図ります。
- 虐待を受けた人や養護者の心身のケアにあたりながら、医師・弁護士・警察等の専門職・機関と適切に連携し対応します。
- 介護サービス施設・事業所に介護相談員を派遣し、利用者の疑問や不満、不安を聞き取る中で、虐待の未然防止と早期発見に努めます。

施策② 成年後見制度等の利用支援

現状と課題

- 市民への成年後見制度等に関する知識普及と意識啓発が求められます。
- 成年後見制度等の利用が必要な人の把握に努め、適切な利用に確実につなげていくことが求められます。

具体的な取組

- 成年後見制度の理解を促すために市民を対象とした講座や講演会を実施します。
- 成年後見制度の利用支援、長岡京市社会福祉協議会による日常生活自立支援事業等の周知と利用促進により、権利擁護に努めます。

<事業等について>

介護相談員	介護サービス事業所等を訪問し、利用者等から介護サービスについて事業所職員には聞きづらい疑問や言いづらい要望などを聞き、利用者と事業所、行政をつなぐことで問題解決に向けての橋渡しをする。
-------	--

柱2:介護等が必要になったときの安心を守る

【施策領域(1):介護サービス等】

【めざす姿】

介護等が必要になっても安心してサービスを利用できる

【指標1】: ケアプラン点検件数 (件)

- 令和2年度よりケアプランの点検を開始し、次期計画対象期間内で市内の居宅介護支援事業所の全介護支援専門員及び地域包括支援センター職員のケアプランを対象とする。(令和2年11月1日現在、介護支援専門員53人、地域包括支援センター職員16人)。

	実績値	目標値			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護プラン	5	12	12	12	36
予防プラン	5	12	12	12	36

※令和2年度実績値は見込値。

【指標2】: 介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの見込み (年間・千円)

- サービス見込量を計画に沿って進捗管理することで、サービス運用が適切かを判断する。

	実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防訪問介護相当サービス	37,094	37,641	40,081	41,003	41,946	42,910
介護予防通所介護相当サービス	65,267	89,530	67,326	67,932	68,543	69,160

※令和2年度実績値は見込値。

施策① 介護保険サービスの充実

現状と課題

- 要介護(要支援)認定者がリハビリテーションの必要に応じてサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供が求められます。
- 在宅サービスを利用する人が、必要なサービスを適切に利用できるよう、その供給量・質についての水準の維持・向上が求められます。
- いつまでも、住み慣れた自宅で安心して生活が継続できるよう、住宅のバリアフリー改修等の促進や高齢者住宅改造助成制度の利用者の状態に合った適切な助成が求められます。
- 施設サービスについては、人口減少や介護サービス需要のピークを中長期的に見据えた利用ニーズの的確な把握に努め、特定施設入居者生活介護も含めた必要な施設を既存施設の有効活用や広域調整等も踏まえつつ効率的・計画的に整備していくことが求められます。
- 介護に関わる専門人材の不足に対して、その確保・育成、また、職場定着への支援が求められます。
- 介護現場における文書作成等の事務に係る負担軽減や効率化が求められます。

具体的な取組

- 地域密着型サービス運営委員会において、地域密着型サービスの指定や指定基準、運営評価等に係る意見聴取を行い、その適正運営に努めます。
- 住宅のバリアフリー化等に係る情報提供や各種助成制度の周知に努め、その利用を支援するとともに、リハビリ専門職等が関わることにより、利用者の自立支援につながる適切な住宅改修が行われるように支援します。
- 市の住宅改修相談の体制についてケアマネジャーに周知するとともに、引き続き、健康づくり推進課と連携を図っていきます。
- 事業者に対して、地域密着型サービスの整備や開設準備に係る経費の補助を行います。
- 京都府や福祉人材センター等と連携を図りながら、介護という仕事の魅力発信及び潜在的有資格者および未経験者への就労支援に取り組みます。
- 介護事業所と連携し、介護人材離職防止・定着促進に向けた働きやすい環境づくりを支援します。
- 業務効率化の観点から、都道府県と連携を図り、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化等、介護事業所の業務効率化に取り組みます。

施策② 生活支援サービスの充実

現状と課題

- 介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの給付が年々増加しています。
- 「くらし支援訪問サービス」のサービス内容の見直しを図りましたが、利用者数がなかなか伸びない状況にあります。
- 多様な主体が参画し、定期的情報共有及び連携・協働の場が求められます。

具体的な取組

- 介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの給付を見える化システムで推計し、進捗管理を行います。
- 「くらし支援訪問サービス」の周知を図るとともに、質の向上のため、くらしヘルパーの養成・フォローアップ研修を開催します。
- 多様な主体からなる協議体により、生活支援サービスに係る情報共有や地域福祉活動との調整など、関係者間の連携・協働に努めます。
- 第2層生活支援コーディネーターの地域での活動や地域ケアマネジメント会議から抽出された生活支援ニーズを、第2層協議体で情報共有し、課題の対応を図ります。また、市全体での課題検討が必要となった場合は、第1層協議体で取り組みます。
- 介護予防・生活支援サービスの推進に向けた課題を明確にし、問題提議型協議体で課題解決に取り組みます。

<事業等について>

くらし支援訪問サービス	基準を緩和した訪問型サービスであり、現行のホームヘルプサービスのうち、生活援助(買い物や掃除等)のみを対象としたサービス。従事する人は、市が開催する養成講座を修了したくらしヘルパーであり、令和2年度より長岡京市シルバー人材センターに委託し、実施している。
生活支援コーディネーター	地域での生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を担う。市全域を対象とする第1層生活支援コーディネーターと日常生活圏域を対象とする第2層生活支援コーディネーターがいる。
第1層協議体・第2層協議体	市が主体となり、各地域の生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化を図る場。市全域を対象とする第1層協議体、日常生活圏域(おおむね中学校区)を対象とする第2層協議体からなる。

施策③ 地域包括支援センターの機能強化

現状と課題

- 地域包括支援センターが担っている、認知症対策、虐待等の困難ケースへの対応、介護と医療の連携促進の他、地域共生社会の実現を見据えた包括的で重層的な支援体制の推進を図るため、さらなる機能強化が求められます。

具体的な取組

- 地域包括支援センターが民生児童委員、自治会、老人クラブなどが取り組む多様な地域活動に積極的に関わることで、住民の地域包括支援センターの認知向上を図ることで、高齢者ケアをはじめ包括的なケアの拠点としての機能強化につなげます。
- 各種会議における情報交換や研修会への参加促進などを通じて、地域包括支援センター職員の技能向上に努めます。
- 地域包括支援センター運営協議会において、地域包括支援センターの事業運営に関する評価・助言等を行います。
- 各地域包括支援センターで多職種や地域住民の代表との協働による地域ケア会議を実施し、地域課題の検討や自立支援に資するケアマネジメント支援を行っていきます。

<事業等について>

地域ケア会議	地域包括ケアシステムの実現に向け、多職種協働による個別ケースのケアマネジメント支援のための実務者レベルの会議(地域ケア個別会議)と、そこで蓄積された最適な手法や地域課題を関係者と共有するための会議(地域ケア推進会議)がある。
--------	--

施策④ 在宅医療・介護の連携強化

現状と課題

- 「かかりつけ医」の地域医療体制のもとで、在宅生活を支える医療と介護の一段の連携強化が求められています。
- 終末期に関する知識の普及と意識啓発が求められます。
- 看取り期において、一人ひとりの意思が尊重され、本人が望む終末期を選択できるよう、在宅医療・介護の充足と連携強化が求められます。

具体的な取組

- 退院・日常の療養・急変時・看取りを一体的に支える、在宅医療体制の充実を促進するために、医師会との連携を図ります。
- 包括ケア会議や乙訓地域包括ケア推進交流会等による乙訓医師会との情報共有のもと、個別ケースの支援検討会議への医師等の参加、関係機関の連携を調整します。
- 医療機関、医療関係者等と保健・福祉・介護の関係機関の連携を強化し、医療と介護が必要な人に対し、多様なサービスが身近なところで包括的に提供できる支援体制をつくります。
- 自分自身の「終末期」や家族の「看取り」について考える場や機会を設けることにより、知識普及と意識啓発を推進します。
- 家族で終末期について考える機会をつくるために、エンディングノートや「大切なひとノート」の活用を推進します。
- 医療同意に関する乙訓医師会の取り組みについて、地域包括支援センターと連携した普及啓発を行います。
- 病院・診療所とかかりつけ医との連携、退院調整機能の強化、一人ひとりのニーズに応える多職種協働チームづくり、本人・家族への意思決定支援など、看取りを支える体制づくりを進めていきます。

<事業等について>

包括ケア会議	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援していくために、医療・保健・福祉・介護の分野における施策やサービスについて総合的な調整を行うとともに、地域包括ケアの円滑な推進を図ることを目的とした、月1回開催している地域ケア推進会議。
--------	--

施策⑤ 災害や感染症対策の充実

現状と課題

- 近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス(COVID-19)感染症の流行を踏まえ、介護事業所等と連携した防災や感染症の対策が求められます。
- 災害発生時や感染症流行時に、要介護者など配慮が必要な人に適切に対応できるよう、一層の備えの充実が求められます。

具体的な取組

- 京都府と連携し、地域密着型サービス事業所への災害や感染症に関する知識普及と意識啓発、研修や訓練を実施します。
- 災害時や感染症発生時等においても、要支援・要介護者が必要な福祉サービスを継続的に受けられるよう、地域の福祉団体、事業者、関係機関との連携・調整を支援します。
- 災害発生時の要配慮者支援体制の充実のため、要配慮者避難支援のさらなる周知と避難支援者の確保、避難行動のマニュアル作成、個別プランの作成段階での関係機関との連携など「長岡京市地域防災計画」に基づき取り組みを推進します。
- 庁内の関係部局と連携して介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制をあらかじめ整備します。

施策⑥ 介護保険制度の適正運営

現状と課題

- 介護保険サービスを必要とする人が、それを適切に利用できるよう、引き続き情報提供が必要です。
- 要介護認定基準の統一化や行政による点検、認定調査員の技能向上等が求められます。
- 介護保険給付の適正を確保するため、行政による評価、点検が求められます。
- 個人情報の取り扱いに配慮しつつ、介護レセプトや要介護認定情報、具体的な介護サービスの内容に関する情報を活用した地域支援事業の実施が求められます。
- 経済的な負担により、必要なサービスの利用が不適切に抑制されないように低所得者の経済的負担の軽減が求められます。
- 市民が安心して介護保険サービスを利用できるよう、介護保険サービスに関する苦情・相談体制の充実、介護サービス事業者への評価とそれに対する指導による質の向上等の取り組みが求められます。

具体的な取組

- 市広報紙、ホームページ、出前講座等により、介護保険制度やサービスの利用方法等についての情報提供を行います。
- 認定調査委託事業所が実施した認定調査票の点検等により、引き続き適正な要介護認定に努めます。
- 認定調査の点検をはじめ、住宅改修の実地点検、医療情報との突合、縦覧点検等を実施し、適正な介護保険給付の確保に努めます。
- サービス利用料の低所得者対策について、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度や市独自減免の周知に努め、適正に運営します。
- 特別養護老人ホームやグループホーム等の介護保険施設等においては、「介護相談員」が利用者の不満や不安を受け止め、施設側との意見交換等により、それらの解消に努めます。
- ケアプラン点検を実施し、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

【施策領域(2):認知症対策】

【めざす姿】

認知症について地域や周囲の理解が進み、認知症の人や家族が安心して生活できる

【指標1】: 認知症サポーター養成講座の参加人数 (人)

- ・ 認知症サポーター養成講座の参加人数で認知症の普及啓発の状況を把握する。
- ・ 過去3か年の養成講座参加人数の平均395人を勘案し、目標値を設定。

実績値			目標値		
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
346	494	343	400	400	400

※令和2年度実績値は見込値

【指標2】: 行方不明になった人のうち、事前登録をしていた人の割合 (%)

- ・ 行方不明の可能性のある人の「おでかけあんしん見守り事業」への登録状況で見守り体制の整備状況を把握する。
- ・ 平成30年度から令和元年度にかけて改善しており、この状況を維持することを目標値として設定する。

実績値			目標値		
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
56.0	68.2	73.0	70.0	70.0	70.0

※令和2年度実績値は見込値

施策① 認知症に関する普及啓発の充実

現状と課題

- 認知症サポーターの養成数が減少傾向にあります。サポーターを増やすだけでなく、将来を担う若年層への啓発や関係機関との協働などにより、様々な形で養成講座を開催していくことが重要です。
- 認知症の当事者や家族だけでなく、地域社会全体でのさらなる認知症理解が求められます。

具体的な取組

- 認知症の知識普及と意識啓発のため、市広報紙やパンフレット、ホームページ等による情報発信や認知症に関する講座を開催します。
- キャラバンメイトの活動促進を図り、自治会や学校、関係団体等において認知症サポーター養成講座を開催します。
- 地域での支援を促進するために、認知症サポーターに対するステップアップ講座を開催します。
- おでかけあんしん見守り事業の「メールサポーター」「ぶじかえる応援団」「おでかけあんしん見守り隊」の協力により、市民に認知症の意識啓発を行います。

施策② 認知症の早期発見・早期対応等の推進

現状と課題

- 認知症は誰でもなりうる病気であり、発症を遅らせる・進行を緩やかにする取り組みが必要です。
- 認知症に早期に気づき、認知症ケアパスを踏まえた適切な相談・治療・支援につながるよう、専門機関等の対応力の強化が必要です。

具体的な取組

- 市役所窓口、地域包括支援センター、民生児童委員などにおいて、認知症ケアパスを共有し、日常的な活動を早期の認知症対応に結びつけます。
- 認知症対応型カフェの内容の充実を図ります。
- 認知症の発症を遅らせる、進行を緩やかにするために介護予防に資する高齢者の通いの場を増やします。
- 認知症地域支援推進員を活用して、認知症対応型カフェなど認知症のある人の地域での居場所づくりと、これを支える人材の育成、活動への支援を図ります。
- 認知症の早期段階で適切な機関への相談に繋がるよう、かかりつけ医や介護従事者に対する、認知症予防や軽度認知障害(MCI)に関する知識普及等を行います。
- 認知症初期集中支援チームの活用を図り、医療福祉関係の専門職による認知症早期段階の集中的な対応や認知症のある方とその家族への支援を行います。
- 若年性認知症も対象とした、乙訓医師会と連携して実施しているもの忘れ検診事業の受診促進を図り、対象者の早期把握と早期対応に努めます。

施策③ 認知症等による行方不明者への対応強化

現状と課題

- 「おでかけあんしん見守り事業」に協力する事業者、メールサポーター、アプリダウンロード者等が年々増えています。また、市内で Bluetooth タグの受信器が設置されたこともあり、地域での見守り体制は整備されつつあります。
- 市内で発生した行方不明者が事前登録されているケースも増えています。
- 認知症のある方への声かけ・見守り等を行う地域の体制や高齢者が行方不明となった時の早期発見に向け、適切に対応できる体制の強化が求められます。

具体的な取組

- 認知症のある方を地域で見守るための「おでかけあんしん見守り事業」について、学校や企業も対象に協力団体等を増やし、体制を強化していきます。
- 行方不明者の早期発見・保護のため、民生児童委員やケアマネジャーなどに「おでかけあんしん見守り事業」を周知し、事前登録者の拡大を図ります。
- 行方不明発生時の搜索模擬訓練を各地域で実施し、認知症対応に係る市民啓発を図りながら、地域の見守り体制を強化します。
- 行方不明時の搜索に有効な GPS や Bluetooth 機器の利用促進を図ります。

<事業等について>

認知症地域支援推進員	認知症のある方の状態に応じて、必要なサービスが適切に提供されるように、医療機関や介護サービス、地域の支援機関の間の連携支援や、関係機関と連携した事業の企画や調整、認知症のある方やその家族を対象とした相談業務などを行う。認知症地域支援推進員の活動は、市と協働し進めている。
おでかけあんしん見守り事業	地域における認知症等に対する理解を深め、地域の支援を得て見守り体制を確立することにより、認知症等で行方不明になるおそれがある方が安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めること、いざという時に早期発見、早期保護できる体制の整備を行う。(内容:事前登録、反射シールやかえるお守り(Bluetooth タグ)等の配布、おでかけあんしん見守り隊やメールサポーター・ぶじかえる応援団の登録促進、搜索模擬訓練等)

【施策領域(3):見守り体制】

【めざす姿】

介護への理解が進み、地域全体での見守りの中で安心して生活できる環境が整備されている

【指標】: 緊急・相談通報システムの新規設置台数 (台)

- ・ 高齢世帯、高齢単身世帯の増加が見込まれるため、新規に設置する緊急・相談通報システムの台数で見守り体制の状況を把握する。
- ・ 令和元年度より、新たに相談通報が可能になったことで設置数が増加した。今後とも高齢化が進展する中で設置件数の増加を図るため、毎年 30 台を目標とする。

実績値			目標値		
平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
21	33	35	30	30	30

※令和 2 年度実績値は見込値

施策① 家族介護者支援の充実

現状と課題

- 家族介護者等が、孤立することなく介護ができるよう、介護に伴う負担を軽減することが求められます。
- 家族介護者等が、就労を継続できる仕組みを充実させていくことが求められます。
- 家族にとって介護を継続しやすい地域づくりが求められます。

具体的な取組

- 家族介護者等の身体及び精神的負担の軽減を図るため家族同士の情報交換を行う機会となる交流の場をつくります。
- 家族介護者等が、介護と就労を両立できるよう、介護休業制度等の整備や、制度を利用しやすい職場環境づくりに向け、庁内関係部局と連携し、府や関係機関の協力のもとで企業等に対する普及啓発を行います。

施策② 日々の見守り体制の充実

現状と課題

- 高齢者世帯や高齢単身世帯、認知症高齢者の増加が見込まれる中、安心して地域で暮らすことができるよう、地域住民による見守り活動の強化などの取り組みが必要です。
- 高齢者の孤独死を防止するためにも、暮らしの不安等を解消できる環境が求められます。

具体的な取組

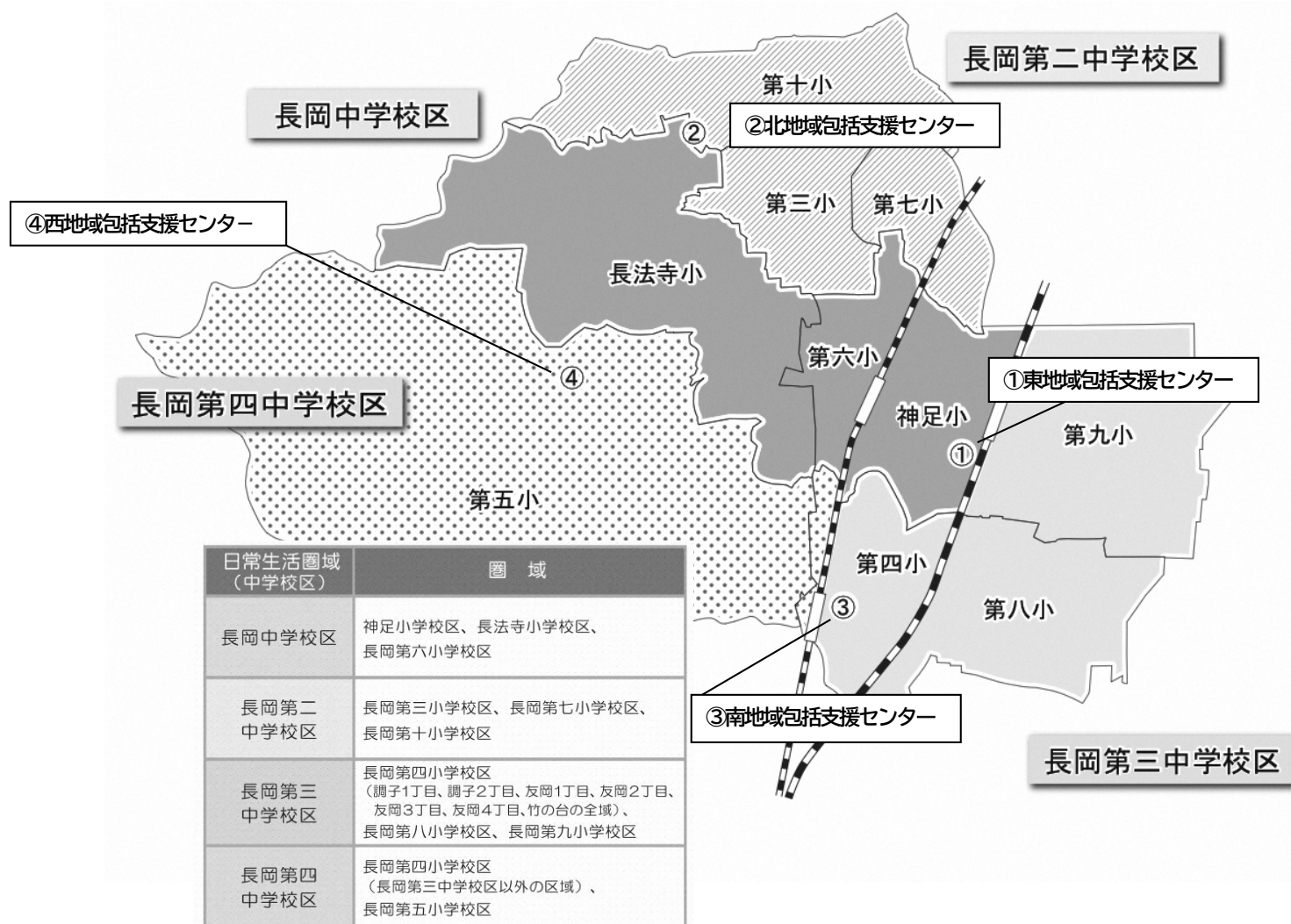
- 「自助－互助－共助－公助」による暮らしの安心の確保に向け、民生児童委員による高齢者実態調査を通じた見守り活動や、自治会などによる交流活動を促進します。
- 高齢者自身の日常生活の不安の軽減を図れるよう、緊急・相談通報システムの設置事業を周知します。また、地域住民に協力者となってもらうことで、地域で高齢者を支える関係の構築を支援します。
- 高齢者を対象とした見守りを行う手段として、定期的にご自宅を訪問する配食サービスを活用することで、日常生活の不安を軽減し、安心した暮らしを提供します。

第4章 介護保険サービス・地域支援事業等の 見込み量

1. 日常生活圏域の設定

国は、地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件、介護保険サービス等を提供するための整備状況等を総合的に勘案して、高齢になっても、馴染みの地域でサービスが受けられるように「日常生活圏域」を設定することとしています。

本市では、前計画からの継続性を考慮し、また要配慮高齢者を支援する関係者、関係機関が緊急時において迅速に駆けつけることができるよう、引き続き中学校校区を単位とした圏域を設定します。



2. 被保険者及び要介護(要支援)認定者数の推計

第8期計画期間中の令和5(2023)年度の被保険者は49,142人、また、要介護・要支援認定者数(第1号)は、令和5(2023)年度に4,979人、認定率が22.9%になると見込まれています。

■ 人口および被保険者数

	第8期計画			令和7年度	令和22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
総人口[人]	79,524	79,302	79,081	78,638	72,565
高齢化率[%]	27.4%	27.4%	27.5%	27.2%	32.4%
被保険者数(合計)[人]	49,038	49,091	49,142	49,245	45,468
第1号被保険者数 (65歳以上)[人]	21,772	21,743	21,711	21,649	23,491
前期高齢者 (65～74歳)[人]	9,758	9,276	8,795	7,831	10,812
後期高齢者 (75歳以上)[人]	12,014	12,467	12,916	13,818	12,679
第2号被保険者数 (40～64歳)[人]	27,266	27,348	27,431	27,596	21,977

*厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計。(国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」の補正值)

■ 認定者数(第1号被保険者と2号被保険者)認定率(第1号被保険者のみ)

	第8期計画			令和7年度	令和22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
要支援1[人]	761	795	818	864	872
要支援2[人]	746	771	795	845	883
要支援者小計[人]	1,507	1,566	1,613	1,709	1,755
要介護1[人]	902	924	953	1,011	1,184
要介護2[人]	844	884	920	982	1,231
要介護3[人]	512	523	541	582	747
要介護4[人]	555	584	614	661	920
要介護5[人]	375	390	409	436	572
要介護者小計[人]	3,188	3,305	3,437	3,672	4,654
認定者数合計[人]	4,695	4,871	5,050	5,381	6,409
第1号被保険者[人]	4,624	4,800	4,979	5,310	6,352
第2号被保険者[人]	71	71	71	71	57
65歳以上人口[人]	21,772	21,743	21,711	21,649	23,491
第1号認定率[%]	21.2	22.1	22.9	24.5	27.0

*厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計。

3. 介護予防サービス・居宅サービス等の給付量等の見込み

(1) 予防給付

■ 予防給付(要支援1・2)の利用見込み量〔年間〕

		実績			第8期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防訪問入浴介護	利用回数〔回〕	38	21	0	0	0	0
	利用人数〔人〕	10	5	0	0	0	0
介護予防訪問看護	利用回数〔回〕	1,508	1,576	2,377	2,630	2,707	2,924
	利用人数〔人〕	314	323	420	444	456	492
介護予防訪問リハビリテーション	利用回数〔回〕	1,465	1,880	2,201	2,395	2,395	2,395
	利用人数〔人〕	166	193	192	204	204	204
介護予防居宅療養管理指導	利用人数〔人〕	239	258	288	312	324	336
介護予防通所リハビリテーション	利用人数〔人〕	2,285	2,154	1,728	1,992	2,064	2,112
介護予防短期入所生活介護	利用日数〔日〕	103	161	182	240	240	240
	利用人数〔人〕	27	29	12	36	48	48
介護予防短期入所療養介護 (老健・病院等)	利用日数〔日〕	4	14	0	0	0	0
	利用人数〔人〕	1	4	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	利用人数〔人〕	224	292	240	288	288	288
介護予防福祉用具貸与	利用人数〔人〕	3,539	3,919	4,140	4,488	4,692	4,932
特定介護予防福祉用具販売	利用人数〔人〕	83	80	96	96	96	96
住宅改修	利用人数〔人〕	149	148	132	156	168	180
介護予防支援	利用人数〔人〕	5,263	5,525	5,688	5,796	5,820	5,796

*利用人数は年間の延べ人数。

*令和2年度は見込み値。厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計。

(2)介護給付

■ 介護給付(要介護1～5)の利用見込み量〔年間〕

		実績			第8期計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問介護	利用回数 [回]	143,688	152,573	151,004	162,680	169,414	182,266
	利用人数 [人]	8,037	8,184	8,016	8,280	8,700	9,204
訪問 入浴介護	利用回数 [回]	862	671	587	700	756	799
	利用人数 [人]	197	161	132	204	204	204
訪問看護	利用回数 [回]	21,869	27,444	29,170	31,690	33,611	35,857
	利用人数 [人]	3,527	4,068	4,272	4,680	4,956	5,292
訪問リハビリテーション	利用回数 [回]	28,431	28,533	29,303	31,219	31,882	32,970
	利用人数 [人]	2,602	2,614	2,640	2,964	3,108	3,252
居宅療養管理指導	利用人数 [人]	5,433	6,019	6,444	6,864	7,392	7,896
通所介護	利用人数 [人]	9,543	9,737	9,144	10,140	10,476	10,908
通所リハビリテーション	利用人数 [人]	4,741	4,631	4,212	4,392	4,560	4,740
短期入所生活介護	利用回数 [回]	21,749	21,461	20,078	22,471	24,575	26,363
	利用人数 [人]	2,381	2,445	2,232	2,400	2,580	2,748
短期入所療養介護 (老健・病院等)	利用回数 [回]	3,750	3,885	2,687	3,362	3,461	3,720
	利用人数 [人]	542	531	348	432	444	480
特定施設入居者生活介護	利用人数 [人]	1,504	1,618	1,872	1,896	1,980	2,076
福祉用具貸与	利用人数 [人]	13,756	14,053	14,280	14,928	15,348	16,200
特定福祉用具販売	利用人数 [人]	229	217	252	264	264	288
住宅改修	利用人数 [人]	253	277	264	288	300	312
居宅介護支援	利用人数 [人]	20,101	20,373	20,496	21,276	22,164	23,340

*利用人数は年間の延べ人数。

*令和2年度は見込み値。厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計。

4. 地域密着型サービスの給付量等の見込み

■ 地域密着型サービス予防給付(要支援1・2)の利用見込み量〔年間〕

		実績			第8期計画		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護予防 認知症対応型通所介護	利用回数 〔回〕	18	16	0	0	0	0
	利用人数 〔人〕	2	3	0	0	0	0
介護予防 小規模多機能型居宅介護	利用人数 〔人〕	43	51	48	96	108	108
介護予防認知症対応型 共同生活介護	利用人数 〔人〕	0	0	0	0	0	0

*利用人数は年間の延べ人数。

*令和2年度は見込み値。厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計。

(2)介護給付

■ 地域密着型サービス介護給付(要介護1～5)の利用見込み量[年間]

		実績			第8期計画		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	利用人数 [人]	100	79	192	192	204	204
夜間対応型 訪問介護	利用人数 [人]	16	19	12	24	24	24
認知症対応型 通所介護	利用回数 [回]	10,519	11,518	13,487	13,495	14,000	15,037
	利用人数 [人]	981	1,126	1,308	1,284	1,344	1,440
小規模多機能型 居宅介護	利用人数 [人]	755	786	900	996	1,020	1,080
認知症対応型 共同生活介護	利用人数 [人]	1,713	1,690	1,728	1,788	1,788	1,800
地域密着型特定施設 入居者生活介護	利用人数 [人]	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護 老人福祉施設 入所者生活介護	利用人数 [人]	576	701	708	888	1,056	1,056
看護小規模多機能型 居宅介護	利用人数 [人]	0	0	0	0	0	0
地域密着型 通所介護	利用回数 [回]	3,856	5,384	5,844	5,989	6,151	6,336
	利用人数 [人]	476	761	804	816	852	876

*利用人数は年間の延べ人数。

*令和2年度は見込み値。厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計。

*夜間対応型訪問介護は市内に事業所はないが、住所地特例による利用を想定。

5. 日常生活圏域別地域密着型サービス整備計画

			令和2年度末 時点の整備量	第8期計画		
				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
長岡中学校区	① 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	箇所数 [箇所]	0	0	0	0
		利用者数 [人]	40	40	43	43
	② 夜間対応型訪問介護	箇所数 [箇所]	0	0	0	0
		利用者数 [人]	3	5	5	5
	③ 認知症対応型通所介護	箇所数 [箇所]	0	0	0	0
		利用者数 [人]	274	269	282	302
	④ 小規模多機能型 居宅介護	箇所数 [箇所]	2	2	2	2
		利用者数 [人]	199	229	236	249
	⑤ 認知症対応型 共同生活介護	箇所数 [箇所]	1	1	1	1
		利用者数 [人]	362	374	374	377
	⑥ 地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	箇所数 [箇所]	0	0	0	0
		利用者数 [人]	148	186	221	221
⑦ 地域密着型通所介護	箇所数 [箇所]	0	0	0	0	
	利用者数 [人]	168	171	178	184	
長岡第一中学校区	① 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	箇所数 [箇所]	0	0	0	0
		利用者数 [人]	55	55	59	59
	② 夜間対応型訪問介護	箇所数 [箇所]	0	0	0	0
		利用者数 [人]	3	7	7	7
	③ 認知症対応型通所介護	箇所数 [箇所]	2	2	2	2
		利用者数 [人]	377	370	388	416
	④ 小規模多機能型 居宅介護	箇所数 [箇所]	1	1	1	1
		利用者数 [人]	273	315	326	343
	⑤ 認知症対応型 共同生活介護	箇所数 [箇所]	2	2	2	2
		利用者数 [人]	498	516	516	519
	⑥ 地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	箇所数 [箇所]	0	1	1	1
		利用者数 [人]	204	256	305	305
	⑦ 地域密着型通所介護	箇所数 [箇所]	1	1	1	1
		利用者数 [人]	232	235	246	253

*利用人数は年間の延べ人数。

*令和2年度は見込み値。厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計。

*四捨五入による端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

			令和2年度末 時点の整備量	第8期計画		
				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
長岡第三中学校区	① 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	箇所数 [箇所]	0	0	0	0
		利用者数 [人]	48	48	50	50
	② 夜間対応型訪問介護	箇所数 [箇所]	0	0	0	0
		利用者数 [人]	3	6	6	6
	③ 認知症対応型通所介護	箇所数 [箇所]	2	2	2	2
		利用者数 [人]	325	319	333	357
	④ 小規模多機能型 居宅介護	箇所数 [箇所]	1	1	1	1
		利用者数 [人]	235	271	280	295
	⑤ 認知症対応型 共同生活介護	箇所数 [箇所]	3	3	3	3
		利用者数 [人]	429	444	444	447
長岡第四中学校区	① 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	箇所数 [箇所]	1	1	1	1
		利用者数 [人]	49	49	52	52
	② 夜間対応型訪問介護	箇所数 [箇所]	0	0	0	0
		利用者数 [人]	3	6	6	6
	③ 認知症対応型通所介護	箇所数 [箇所]	1	1	1	1
		利用者数 [人]	332	326	341	365
	④ 小規模多機能型 居宅介護	箇所数 [箇所]	1	1	1	1
		利用者数 [人]	241	277	286	301
	⑤ 認知症対応型 共同生活介護	箇所数 [箇所]	2	2	2	2
		利用者数 [人]	439	454	454	457
	⑥ 地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	箇所数 [箇所]	1	1	1	1
		利用者数 [人]	180	225	268	268
	⑦ 地域密着型通所介護	箇所数 [箇所]	0	0	0	0
		利用者数 [人]	204	207	217	222

*利用人数は年間の延べ人数。

*令和2年度は見込み値。厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計。

*四捨五入による端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

			令和2年度末 時点の整備量	第8期計画		
				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
市 主 体	① 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	箇所数 [箇所]	1	1	1	1
		利用者数 [人]	192	192	204	204
	② 夜間対応型訪問介護	箇所数 [箇所]	0	0	0	0
		利用者数 [人]	12	24	24	24
	③ 認知症対応型通所介護	箇所数 [箇所]	5	5	5	5
		利用者数 [人]	1,308	1,284	1,344	1,440
	④ 小規模多機能型 居宅介護	箇所数 [箇所]	5	5	5	5
		利用者数 [人]	948	1,092	1,128	1,188
	⑤ 認知症対応型 共同生活介護	箇所数 [箇所]	8	8	8	8
		利用者数 [人]	1,728	1,788	1,788	1,800
	⑥ 地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	箇所数 [箇所]	2	3	3	3
		利用者数 [人]	708	888	1,056	1,056
	⑦ 地域密着型通所介護	箇所数 [箇所]	3	3	3	3
		利用者数 [人]	804	816	852	876

*利用人数は年間の延べ人数。

*令和2年度は見込み値。厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計。

*四捨五入による端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

6. 介護保険施設の利用見込み量の推計

■ 介護保険施設の利用見込み量〔年間〕

	実績			第8期計画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護老人福祉施設〔人〕	3,342	3,531	3,564	3,600	3,636	3,672
介護老人保健施設〔人〕	2,223	2,176	2,184	2,256	2,280	2,304
介護医療院〔人〕	12	66	180	372	480	564
介護療養型医療施設〔人〕	792	632	396	276	216	156

*人数は年間の延べ人数。

*令和2年度は見込み値。厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計。

■ 介護保険施設数(長岡京市所在施設のみ)

	実績			第8期計画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護老人福祉施設	5	5	5	5	5	5
介護老人保健施設	3	4	4	4	4	4
介護医療院	0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	1	1	1	1	1	1

7. 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の現状

特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅について、京都府と連携し、設置状況等の必要な情報を把握するとともに、質の確保を図るために、介護相談員の活用を働きかけていきます。

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
有料老人ホーム	箇所数 〔箇所〕	0	0	0	0	0	0
	定員数 〔人〕	0	0	0	0	0	0
サービス付き 高齢者 向け住宅	箇所数 〔箇所〕	4	4	4	6	6	6
	定員数 〔人〕	117	117	117	173	173	173

*令和3年度以降は、令和3年1月末現在市で把握している数値。

第5章

サービス給付費の推計及び 保険料の設定

1. 介護予防サービス・居宅サービスの給付費の推計

給付費は、各サービスの利用者数(サービス利用回数もしくは日数)に各サービスの利用者1人・1月あたりの利用単価を乗じることで求めています。

サービスごとの給付費の見込みは、下記のとおりとなっています。

(1) 予防給付費の見込み(要支援1・2)

■ 予防給付費(要支援1・2)の見込み[年間・千円]

	実績			第8期計画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護予防訪問入浴介護	318	176	0	0	0	0
介護予防訪問看護	6,936	7,263	10,698	11,951	12,322	13,319
介護予防訪問 リハビリテーション	4,129	5,239	6,165	6,754	6,757	6,757
介護予防 居宅療養管理指導	2,380	2,711	2,650	2,897	3,006	3,122
介護予防通所 リハビリテーション	75,755	72,344	58,192	67,028	69,440	71,023
介護予防短期入所生活介護	645	1,106	1,288	1,705	1,706	1,706
介護予防短期入所療養介護 (老健・病院等)	37	141	0	0	0	0
介護予防特定施設 入居者生活介護	17,276	23,953	20,470	24,245	24,258	24,258
介護予防福祉用具貸与	23,197	25,263	28,397	30,987	32,487	34,215
特定介護予防福祉用具販売	1,873	1,736	2,036	2,036	2,036	2,036
住宅改修	11,239	11,841	7,853	9,358	9,968	10,864
介護予防支援	24,240	25,395	26,325	26,989	27,115	27,004
合計	168,024	177,167	164,073	183,950	189,095	194,304

* 令和2年度は見込み値。厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計。

* 四捨五入による端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

(2)介護給付費の見込み(要介護1～5)

■ 介護給付費(要介護1～5)の見込み〔年間・千円〕

	実績			第8期計画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問介護	410,465	443,471	450,999	487,611	508,203	547,111
訪問入浴介護	10,593	8,270	7,465	8,948	9,677	10,226
訪問看護	132,133	154,160	160,571	175,258	186,209	199,077
訪問 リハビリテーション	83,145	83,029	84,981	91,134	93,137	96,333
居宅療養管理指導	61,256	69,198	73,941	78,976	85,064	90,985
通所介護	661,044	681,384	645,473	700,156	712,023	735,569
通所 リハビリテーション	275,374	278,116	253,741	269,585	276,331	283,629
短期入所生活介護	197,159	197,407	188,953	211,693	231,988	249,451
短期入所療養介護 (老健・病院等)	42,376	44,764	31,101	39,016	40,144	43,295
特定施設 入居者生活介護	285,928	313,723	377,786	383,550	400,703	420,933
福祉用具貸与	209,731	212,497	212,348	219,898	225,787	239,942
特定福祉用具販売	6,694	5,827	6,758	7,317	7,317	7,856
住宅改修	20,283	16,600	17,176	18,562	19,414	20,184
居宅介護支援	288,392	294,195	292,007	304,639	317,819	335,428
合計	2,684,575	2,802,642	2,803,298	2,996,343	3,113,816	3,280,019

* 令和2年度は見込み値。厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計。

* 四捨五入による端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

2. 地域密着型サービスの給付費の推計

(1) 予防給付費の見込み(要支援1・2)

■ 地域密着型サービス予防給付費(要支援1・2)の見込み〔年間・千円〕

	実績			第8期計画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護予防認知症対応型通所介護	89	144	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,552	3,515	4,157	7,371	8,421	8,421
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0
合計	3,641	3,658	4,157	7,371	8,421	8,421

* 令和2年度は見込み値。厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計。

* 四捨五入による端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

(2) 介護給付費の見込み(要介護1～5)

■ 地域密着型サービス介護給付費(要介護1～5)の見込み〔年間・千円〕

	実績			第8期計画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護	19,686	13,713	19,427	19,546	20,442	20,442
夜間対応型訪問介護	2,978	3,645	943	2,998	3,000	3,000
認知症対応型通所介護	116,974	129,325	156,017	158,044	164,193	176,601
小規模多機能型居宅介護	141,192	160,944	184,683	207,745	213,033	227,546
認知症対応型共同生活介護	445,607	441,160	463,566	482,441	482,808	486,194
地域密着型 特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	151,186	188,776	198,350	250,017	297,512	297,512
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	34,717	38,640	36,385	36,688	37,667	38,664
合計	912,339	976,203	1,059,372	1,157,479	1,218,655	1,249,959

* 令和2年度は見込み値。厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計。

* 四捨五入による端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

3. 介護保険施設の給付費の推計

■ 介護保険施設の給付費の見込み〔年間・千円〕

	実績			第8期計画		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護老人福祉施設	885,976	955,974	985,919	1,001,970	1,012,528	1,022,529
介護老人保健施設	585,661	589,903	584,986	606,468	612,579	619,420
介護医療院	4,910	24,699	66,887	136,434	173,801	205,685
介護療養型医療施設	303,280	239,021	147,155	102,999	80,869	58,326
合計	1,779,827	1,809,598	1,784,947	1,847,871	1,879,777	1,905,960

* 令和2年度は見込み値。厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計。

* 四捨五入による端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

4. 第8期計画におけるサービス総給付費の見込み

1から3の各サービスの給付費見込み額と、地域支援事業費、特定入所者介護サービス費等給付費、高額介護サービス費等給付費、高額医療合算介護サービス費等給付費および審査支払手数料等を合算した総給付費見込み額は次のとおりです。

■ 総給付費の見込み〔年間・千円〕

	実績				第8期計画			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	計	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
予防給付(居宅)費	168,024	177,167	164,073	509,264	183,950	189,095	194,304	567,349
介護給付(居宅)費	2,684,575	2,802,642	2,803,298	8,290,515	2,996,343	3,113,816	3,280,019	9,390,178
地域密着型予防給付費	3,641	3,658	4,157	11,457	7,371	8,421	8,421	24,213
地域密着型介護給付費	912,339	976,203	1,059,372	2,947,915	1,157,479	1,218,655	1,249,959	3,626,093
介護保険施設サービス給付費	1,779,827	1,809,598	1,784,947	5,374,372	1,847,871	1,879,777	1,905,960	5,633,608
総給付費	5,548,406	5,769,269	5,815,847	17,133,522	6,193,014	6,409,764	6,638,663	19,241,441
特定入所者介護サービス等給付費	171,544	178,857	172,484	522,885	193,003	200,238	207,596	600,837
高額介護サービス費等給付費	104,779	129,152	180,119	414,050	205,743	210,082	224,494	640,319
高額医療合算介護サービス費等給付額	20,813	24,880	31,894	77,587	30,957	31,760	32,578	95,296
審査支払手数料	6,111	6,545	6,688	19,344	7,190	7,441	7,697	22,328
標準給付費見込額(A)	5,851,653	6,108,703	6,207,032	18,167,388	6,629,907	6,859,285	7,111,028	20,600,221

* 令和2年度は見込み値。厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計。

* 四捨五入による端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

■ 地域支援事業費の見込み〔年間・千円〕

	実績				第8期計画			
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	計	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	計
地域支援事業費 (B)	324,683	362,861	352,431	1,039,975	357,960	363,680	369,680	1,091,320
介護予防・日常生活支援総合事業費	160,504	187,941	169,825	518,269	174,406	179,173	184,211	537,790
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	106,183	115,724	123,008	344,915	123,955	124,909	125,871	374,736
包括的支援事業(社会保障充実分)	57,996	59,196	59,598	176,791	59,598	59,598	59,598	178,795

* 令和2年度は見込み値。厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計。

* 四捨五入による端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

■ 介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの見込み〔年間・千円〕

	実績			第8期計画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護予防訪問介護相当サービス	37,094	37,641	40,081	41,003	41,946	42,910
介護予防通所介護相当サービス	65,267	89,530	67,326	67,932	68,543	69,160

* 令和2年度は見込み値。厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計。

5. 保険料の設定

(1) 第1号被保険者の保険料基準額の設定

第1号被保険者保険料の基準額は、令和3(2021)～5(2023)年度までの3年間の介護保険給付費等の給付額及び地域支援事業の費用額をもとに決定します。

令和3(2021)～5(2023)年度の保険料額を次のような算定方法によって算出しました。

- ① 標準給付費見込額(A) 20,600,220千円
- ② 地域支援事業費(B) 1,091,320千円
- うち介護予防・日常生活支援総合事業費(C) 537,790千円
- ③ 所得段階別加入割合補正後被保険者数(D) 65,544人

■ 所得段階別加入割合補正後被保険者数の推計

		第8期計画			3か年計 [人]
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
所得段階別被保険者数	第1段階[人]	3,565	3,560	3,555	10,680
	第2段階[人]	1,733	1,731	1,728	5,192
	第3段階[人]	1,707	1,705	1,703	5,115
	第4段階[人]	2,560	2,557	2,553	7,670
	第5段階[人]	2,722	2,718	2,714	8,154
	第6段階[人]	2,700	2,696	2,692	8,088
	第7段階[人]	3,372	3,368	3,363	10,103
	第8段階[人]	1,769	1,766	1,763	5,298
	第9段階[人]	690	689	688	2,067
	第10段階[人]	450	450	449	1,349
	第11段階[人]	149	149	149	447
	第12段階[人]	84	84	84	252
	第13段階[人]	271	270	270	811
合計		21,772	21,743	21,711	65,226
所得段階別加入割合補正後被保険者数(D)[人]		21,878	21,848	21,817	65,544

*厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計。

④ 第1号被保険者負担分相当額(E) 4,989,054千円

= (標準給付費見込額(A) + 地域支援事業費(B)) × 第1号被保険者負担割合(23%)

⑤ 調整交付金相当額(F) 1,056,900千円

(標準給付費見込額(A) + 介護予防・日常生活支援総合事業費(C)) ×

全国平均の調整交付金交付割合(5%)

⑥ 調整交付金見込額(G) 863,730千円

■ 調整交付金見込額の推計

	第8期計画			3か年計
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
調整交付金見込み 交付割合 [%]	3.81	4.09	4.34	
調整交付金見込額 (F) [千円]	259,244	287,873	316,613	863,730

*厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計。

*四捨五入による端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

⑦ 財政安定化基金拠出金見込額(H) 0円

= (標準給付費見込額(A) + 地域支援事業費(B)) × 財政安定化基金拠出率(%)

⑧ 財政安定化基金償還金(I) 0円

⑨ 介護保険給付費基金取崩額(J) 340,566千円

⑩ 保険料収納必要額(K) 4,841,659千円

= 第1号被保険者負担分相当額(E) + 調整交付金相当額(F) - 調整交付金見込額(G) + 財政安定化基金拠出見込額(H) + 財政安定化基金償還金(I) - 介護保険給付費基金取崩額(J)

⑪ 保険料の基準額

= 保険料収納必要額(K) ÷ 予定保険料収納率(99.6%)

÷ 所得段階別加入割合補正後被保険者数(D)

【現段階での試算】

◇ 月額 6,180円 (現行月額6,180円)

◇ 年額 74,160円 (現行年額74,160円)

◇ 改定率 0.0% (第7期から第8期への増減率)

< 交付金・基金について >

調整交付金	市町村間の介護保険の財政力の格差を調整するために国が交付する国庫負担金。第1号被保険者における後期高齢者の割合や高齢者の所得状況等を考慮して調整して配分される。
財政安定化基金	保険料未納や給付費の見込み違いによる市町村の財政不足に対して、都道府県が設置する基金から資金の交付・貸付を受けられる。

【将来のサービス水準等の推計値】

第8期介護保険事業計画の策定にあたり、団塊の世代の方が後期高齢者となる令和7(2025)年度、さらには現役世代が急減する令和22(2040)年度を見据えて、中長期的な視野にたった施策の展開を図る必要があります。

今後、高齢者の増加とともに、要支援・要介護の認定者数及び保険給付費等が大幅に増加するものと見込まれており、保険給付費等は令和3(2021)年度と比較し、令和7(2025)年度は8億増、令和22(2040)年度には27億増と見込まれています。

	令和3年度		令和7年度	令和22年度
第1号被保険者数	21,772 人		21,649 人	23,491 人
要支援・要介護認定者数	4,695 人		5,381 人	6,409 人
うち、第1号被保険者数	4,624 人		5,310 人	6,352 人
認定率(※)	21.2%		24.5%	27.0%
保険給付費・地域支援事業費	約 70 億		約 78 億円	約 97 億円

※ 認定率は第1号被保険者数における第1号被保険者の認定者数。

※ 令和7年度、22年度の値は確定ではなく見込み値。

(2) 第1号被保険者の所得段階別保険料

第8期介護保険事業計画期間における第1号被保険者(65歳以上)の保険料額については、第1号被保険者の負担割合が23%(第7期は23%)となっています。

■第8期計画期間における第1号被保険者の所得段階別保険料段階

第 8 期 (令和 3～5 年度)		保険料 基準額 (月額)	保険料率	保険料 (年額)
第1段階	生活保護受給者、本人・世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金受給者、または本人の合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円以下	6,180円	基準額×0.3 (0.45)	22,250 円 (33,380 円)
第2段階	本人・世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額+課税年金収入額が 120 万円以下		基準額×0.5 (0.6)	37,080 円 (44,500 円)
第3段階	本人・世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額+課税年金収入額が 120 万円超		基準額×0.65 (0.7)	48,210 円 (51,920 円)
第4段階	本人は住民税非課税で世帯の誰かが課税で、合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円以下		基準額×0.9	66,750 円
第5段階	本人は住民税非課税で世帯の誰かが課税で、合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円超		基準額×1.0	74,160 円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 120 万円以下		基準額×1.15	85,290 円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 120 万円超 210 万円未満		基準額×1.25	92,700 円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満		基準額×1.4	103,830 円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満		基準額×1.6	118,660 円
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満		基準額×1.8	133,490 円
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満		基準額×2.15	159,450 円
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満		基準額×2.50	185,400 円
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 1,000 万円以上		基準額×2.85	211,360 円

※ 年額保険料は、基準月額(6,180 円)を基に計算し、端数については 10 円未満を切上げ

※ 第1～3 段階の() 書きは、低所得者保険料軽減強化策として、国・府・市の公費による軽減措置が適用される前の保険料率と保険料(年額)。

第6章

計画の推進

■ 庁内・関係機関との連携

福祉・保健・医療等の庁内の関係部局の連携により、各施策が円滑に実施できるよう、体制を充実させていきます。

地域福祉の充実に向け、民生児童委員や地域の多様な市民活動団体との協働を図っていきます。

■ 乙訓圏域・府との連携

乙訓圏域の市町村や関係機関、府との連携のもとで、地域包括ケアシステムの推進、地域共生社会の実現に向けた取組みを進めていきます。

■ サービス事業者との連携

地域包括支援センターをはじめとして、居宅介護支援事業者、介護サービス提供事業者、NPO、市民活動団体等との連携のもとで、各サービスの適切かつ適正な提供を行います。

■ 介護保険事業に関する評価

介護保険事業の適正かつ円滑な運営を確保するため、サービス利用の動向等の運営状況を定期的に評価・分析の上、「長岡京市地域健康福祉推進委員会高齢福祉部会」に報告し、意見を求める等、情報提供に努めます。

■ 計画の進捗管理

「長岡京市地域健康福祉計画」と一体的に進行管理を行うことから、本計画の策定の審議にあたった「長岡京市地域健康福祉推進委員会高齢福祉部会」が、これからも高齢福祉全体に関わる施策等の進行管理や点検等を行うものとしていきます。

資料編

1. 策定経過等

■ 長岡京市地域健康福祉推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 長岡京市地域健康福祉推進委員会(以下「推進委員会」という。)は、長岡京市における健康福祉を総合的に推進するため、健康福祉に関する課題及び課題解決の方向性や取組等について、外部有識者等の意見を聴取することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 健康福祉分野に係る行政施策の実施に関すること。
- (2) 保健・医療・福祉全般に係る取組に関すること。
- (3) 福祉関係分野の総合的な推進方策に関すること。
- (4) 地域福祉の推進を図るための取組に関すること。
- (5) その他市民の健康や福祉の充実に必要な事項に関すること。

(構成等)

第3条 推進委員会は、次に掲げる委員20人以内で構成する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 関係機関及び各種関係団体の構成員
 - (3) 第7条第4項に定める部会の部会長
 - (4) 第7条第1項に定める部会員であり、各部会から推薦された者
 - (5) 第7条第1項第5号に定める部会員であり、各部会から推薦された者
- 2 委員の任期は、概ね3年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 推進委員会に会長を置くことができ、委員の互選により決定する。
- 5 前項の会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進委員会の会議は、健康福祉部社会福祉課長が招集し、進行する。ただし、会長を置いたときは、会長が会議を進行する。

2 推進委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(各部会の目的)

第5条 推進委員会は次に掲げる部会で構成し、各部会は、次条に規定する所掌事項について、外部有識者等の意見を聴取することを目的とする。

- (1) 健康づくり部会
- (2) 児童福祉部会(長岡京市児童対策審議会条例(昭和54年長岡京市第21号)に基づき設置する長岡京市児童対策審議会を兼ねる)

(3) 障がい福祉部会

(4) 高齢福祉部会

(各部会の所掌事項)

第6条 各部会の所掌事項は、次のとおりとする。

健康づくり部会

- (1) 市民の健康づくり施策の推進に関すること。
- (2) 健康増進計画の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 市民の健康づくりの推進を図るための取組に関すること。
- (4) その他地域の健康づくり推進に必要な事項に関すること。

児童福祉部会

- (1) 子育て支援施策の推進に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援計画の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 子育て支援施策の推進を図るための取組に関すること。
- (4) その他児童福祉施策に必要な事項に関すること。

障がい福祉部会

- (1) 障がい福祉施策の推進に関すること。
- (2) 障がい者(児)福祉基本計画の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 障がい者福祉の推進を図るための取組に関すること。
- (4) その他障がい者福祉施策に必要な事項に関すること。

高齢福祉部会

- (1) 高齢者福祉施策の推進に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の推進並びに進行管理に関すること。
- (3) 高齢者福祉及び介護保険事業の推進を図るための取組に関すること。
- (4) その他高齢者対策に必要な事項に関すること。

(各部会の構成等)

第7条 各部会は、前条に規定する所掌事項に応じて、次に掲げる部会員で構成する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 保健福祉サービスの利用者
 - (3) 保健福祉サービスの提供者
 - (4) 関係機関及び各種関係団体の構成員
 - (5) 市民公募による者
 - (6) その他市長が必要と認めた者
- 2 部会員の任期は、概ね3年以内とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 部会員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 各部会に部会長を置くことができ、当該部会に属する部会員の互選により決定する。
 - 5 前項の部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者が、その職務を代理する。

(各部会の会議)

第8条 各部会の会議は、次に掲げる課の長がそれぞれ招集し、進行する。ただし、部会長を置いたときは、部会長が会議を進行する。

- (1) 健康づくり部会 健康福祉部健康づくり推進課
- (2) 児童福祉部会 健康福祉部子育て支援課
- (3) 障がい福祉部会 健康福祉部障がい福祉課
- (4) 高齢福祉部会 健康福祉部高齢介護課

2 各部会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において総括し処理する。ただし、各部会に係るものについては、次に掲げる課においてそれぞれ処理する。

- (1) 健康づくり部会 健康福祉部健康づくり推進課
- (2) 児童福祉部会 健康福祉部子育て支援課
- (3) 障がい福祉部会 健康福祉部障がい福祉課
- (4) 高齢福祉部会 健康福祉部高齢介護課

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月7日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 第5条、第6条、第7条及び第8条第3項の改正規定は、長岡京市健康づくり推進協議会設置要綱、長岡京市児童育成推進協議会設置要綱、長岡京市障害者(児)福祉基本計画推進委員会設置要綱及び長岡京市高齢者対策推進会議設置要綱の廃止時から適用する。

3 この要綱の施行後最初に選任される委員及び部会員の任期は、第3条第3項の規定に関わらず、平成16年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

【運営方法】

■構成

推進委員会及び各部会について、組織(一定の目標を達成するために、人々が集まってつくった秩序ある統一体)するのではなく、構成(組み立てること。また、組み立てたもの)するものとする。

■委員任命

任命者は置かない。

■任期

要綱では「概ね」と規定し、「年度」を目安に設定する。

■会の代表、役職

役職については、会議の進行役として会長(部会長)を置くが、会長(部会長)に議事のとりまとめ等の権限を付与せず、単に会議の進行役として議事運営にあたるものとする。また、副会長(副部会長)などは置かない。ただし、会長(部会長)に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長(部会長)が指名する者が、その職務を代理することができる。

■委員就任については、委嘱状は発行せず、委員就任依頼などに変えて依頼する。なお、推進委員へは「委員就任依頼」、各部会員へは「部会員就任依頼」とし、委員と部会員の明確な区別を行う。

■聴取した意見については、答申、意見書等合議体としての結論と受け取られるような呼称を付さない。会議録または個々の委員(部会員)の意見集とする。

■推進委員会及び各部会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

長岡京市地域健康福祉推進委員会

【委員(20 人以内)】

学識経験者、 関係機関及び各種関 係団体の構成員	健康づくり 部会長 1 人	児童福祉 部会長 1 人	障がい福祉 部会長 1 人	高齢福祉 部会長 1 人
	健康づくり 部会員 1 人 (推薦)	児童福祉 部会員 1 人 (推薦)	障がい福祉 部会員 1 人 (推薦)	高齢福祉 部会員 1 人 (推薦)
	上記のほか、市民公募による部会員等 (推薦、部会は問わない)			

【部会】

健康づくり部会	児童福祉部会	障がい福祉部会	高齢福祉部会
部会長	部会長	部会長	部会長
部会員	部会員	部会員	部会員
庶務:健康づくり推進課	庶務:子育て支援課	庶務:障がい福祉課	庶務:高齢介護課

- 部会長は、推進委員会の委員を兼務する。
- 部会員のうち、当該部会員が属する部会から推薦された者(各 1 人)は、推進委員会の委員を兼務する。
- 市民公募による部会員のうち、当該部会員が属する部会から推薦された者(計 2 人)は、推進委員会の委員を兼務する。

長岡京市第9次高齢者福祉計画 長岡京市第8期介護保険事業計画
令和3年3月

発行：長岡京市 健康福祉部 高齢介護課
〒617-8501 長岡京市開田1丁目1番1号
TEL：075（951）2121／FAX：075（951）5410